

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する

規則の廃止について

このことについて、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止したいので、別添案を添えて請議します。

令和8年2月3日提出

教育長 川 原 馨

説 明

公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する必要があるからである。

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び 監督に関する規則の廃止の概要

1 廃止の概要

公益信託ニ関スル法律の全部改正（令和6年5月22日公布、令和8年4月1日施行）に伴い、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する。

2 廃止の理由

公益信託制度の改革のため「公益信託ニ関スル法律」の全部が改正され、統一の基準に基づく行政庁による認可・監督制度が採用された。これにより、公益信託の認可、監督等は、新たな「公益信託に関する法律」の規定に基づき行政庁が実施することとなる。法改正に際し、公益信託の認可、監督等の実施に係る細則は、内閣府令（公益信託に関する法律施行規則）において定められることとなったことに伴い、この規則が不要となるため。

3 施行期日

令和8年4月1日

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年愛知県
教育委員会規則第二号）は、廃止する。

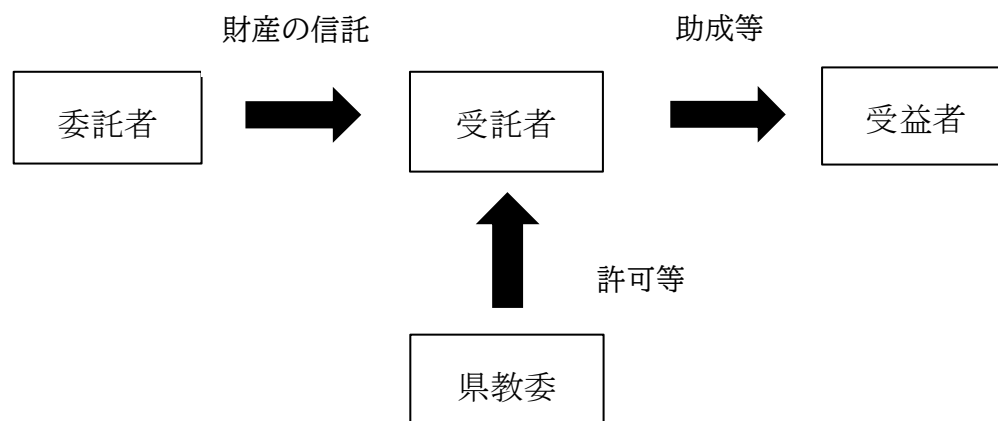
附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

【参考】

公益信託

委託者が、一定の公益目的のために財産を信託し、受託者である信託銀行等がその財産を管理・運用し、公益目的を実現する制度



愛知県教育委員会所管の公益信託（2件）

① 公益信託愛知県特別支援教育推進連盟教育振興基金（昭和56年許可）

事業 障害児（者）教育担当者への研究助成、障害児（者）に対する顕彰
委託者 愛知県特別支援教育推進連盟
受託者 三井住友信託銀行株式会社
信託財産 23,153 千円（令和6年度末）
年間支出 750 千円（令和6年度）

② 公益信託日本特殊陶業海外留学生奨学基金（平成19年許可）

事業 愛知県内の大学及び大学院に在学する海外諸国からの留学生に対する
奨学助成
委託者 日本特殊陶業株式会社
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産 71,097 千円（令和6年度末）
年間支出 18,000 千円（令和6年度）